

社会福祉法人の在り方等に関する検討会ヒアリング資料

2014/04/21

NPO 法人全国地域生活支援ネットワーク

代表理事 大原裕介

1. 組織概要

(定款から) 私たちは、「ユニバーサルな支援による、ともに生きる地域社会づくり」を目指している。その実現のために、地域生活支援をより一層推進し、全国の当事者や事業者、行政、政治など、関係者の横のつながりを深め、国民的な理解と共感を広げられるよう活動を展開していきたい。そして、「ひらかれた議論」と「パートナーシップ」を基本とした新しい運動体として社会の中でその役割を担い、全ての人とともに生きる社会をつくることを使命とする。

○事業

- ① 地域福祉に関わる情報の収集及びその公開と発信
- ② 地域福祉に関わる調査研究及び政策提言
- ③ 地域福祉に関わる人材育成、事業所運営支援
- ④ 地域福祉に関わるイベント等、普及啓発

○代表者 大原裕介 (おおはら ゆうすけ)

○団体所在地：〒943-0834 新潟県上越市西城町 2-10-25-307

○会員：団体会員50名 個人会員55名 (平成26年4月1日)

2. 社会福祉法人の「更なる取組」について

社会福祉法人の今後の取組として期待されている機能として、生活困窮者の支援、配食サービス、地域福祉に関するサービスなどが期待されておりますが、多様化する社会ニーズにおいて、より社会的・公益的な範囲を広げ、多くの分野に係る事業についても社会福祉法人の担う役割として認めていくべきと考えます。

例えば

- ・ 芸術・伝統・文化活動への支援
- ・ 地域の市民活動、NPO への支援
- ・ 地域の産業の復興
- ・ 社会的弱者、社会参加の乏しい人へのアプローチ

- ・ DV や虐待の被害者に対する対応
- ・ 認知症ケア、発達障害、子育て支援等に関する支援技術などに関する調査、研究事業 など

こうした多様な事業を実施していくために、課題としては、

- ・ 定款に記載していない事業実施に対する規制
- ・ 資金の用途についての規制 などが挙げられます。

3. 社会福祉法人の組織について

「措置から契約へ」「介護サービスの市場化」など、福祉サービスの提供により多くの知恵と工夫が求められています。限りある資源を確保しつつ、職員の雇用を確保し、福祉サービスを提供していくためには、社会福祉法人としての最低限の法令順守事項は守りつつ、その運営についてはできるだけ弾力的で柔軟な運営ができるようにするべきであると考えます。

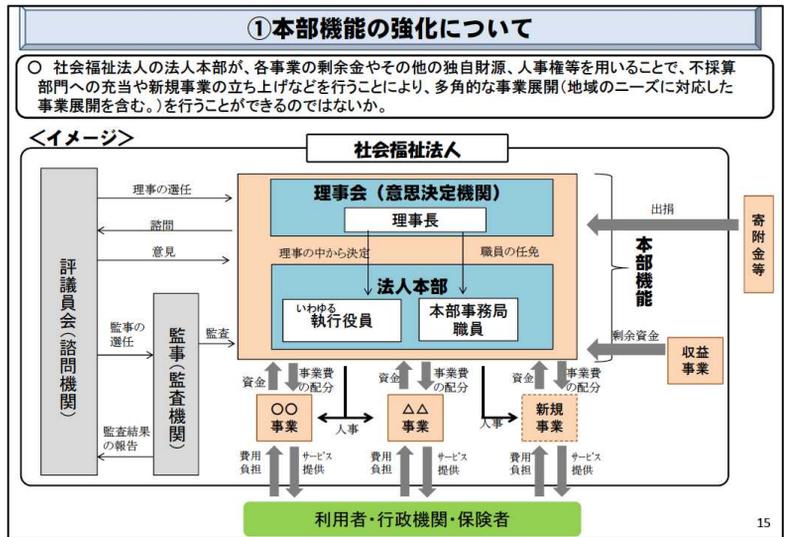
社会福祉法人の理事・評議員構成については多くの場合、形骸化しており「経営体」としての機能としては弱い部分があります。介護サービスが市場化している一方で、その経営には責任の所在が明確でないため、放漫経営が続いていたり、必要なサービスを創りあげることに熱心にならずに組織全体が停滞化している事例も見受けられることから、理事会、評議員会の機能については見直すべきと考えます。

- ・ 理事の中から経営のできる人材を確保し、理事報酬の支給の在り方について明確化し、支給する場合には情報公開を行うべきだと考えます。
- ・ 評議員会の位置付けが曖昧になっており、法人の意思決定のスピード感を損ねる事例もあることから、評議員会の在り方について見直しを行うべきです。
- ・ 一方で、評議員会の機能については、理事会に対する牽制機能としての役割が強く期待されていることからその人選については吟味する必要があります。
- ・ 社会福祉事業運営経験に乏しい理事長、法人本部の経営機能を担う幹部については、一定の研修の受講を義務付けるなどの方策が必要であると考えます。
- ・ 同族経営による弊害が指摘されていることから、社会福祉法人の理事・評議員構成についてはさらなる規制と透明化が必要です。

4. 社会福祉法人の規模拡大について

(1) 法人規模について

地域で必要な資源を創出の基盤整備として、スケールを出していく必要があるという意味から、本検討会で議論されている「規模の拡大」については賛成です。人材の育成、確保、多様なサービスの展開、経営基盤の確保、地域のニーズに応じた公益的事業への積極的な資源の投入、運営の効率化という意味でも、社会福祉法人の規模の拡大は避けることのできないテーマであると考えています。そのためは、社会福祉法人の合併などは有効な手段であると考えます。ただし、単なる規模の拡大だけでは効果はなく、規模を拡大したことで得られる多くの資源を活用し、社会に求められる公共性の高いサービスを実施するための「経営」「組織のガバナンス」の構築は不可欠です。本検討会の資料でも示されている執行役員制の導入や本部機能の強化についても担保される必要があります。



資源を活用し、社会に求められる公共性の高いサービスを実施するための「経営」「組織のガバナンス」の構築は不可欠です。本検討会の資料でも示されている執行役員制の導入や本部機能の強化についても担保される必要があります。

(2) 複数法人の合併・事業譲渡の促進について

一定の規模を求めていくことについて異論はありませんが、合併による規模を拡大していくためには合併を促進していくためのインセンティブが必要です。以下の提案のように、社会福祉法人について一定の要件を満たす法人については税制上のあらゆる優遇措置を講じ、要件を満たさない場合については一部を課税するといった対応を行うことが必要ではないかと考えます。

提案：社会福祉法人を2類型化する

	税制優遇	条件
A 類型	あり	一定の事業規模、組織体制、同族経営の排除、地域ニーズに対応した公益事業の実施状況、実施サービスについての義務化（例えば高齢、障害、児童のうち複数対象を義務化する）、法人本部機能の必置 等

B 類型	なし（一部ありでも可）	上記の条件を満たさない場合に適用
------	-------------	------------------

※ただし措置施設や特殊な事情の法人については別途配慮が必要。

合併・事業譲渡の推進を行う上では、検討会の中でも指摘されている、「規模の拡大が経済活動中心的な視点のみにとらわれ、いわゆる社会福祉法人のブラックな売買取引」については十分に注意する必要があると考えます。

参考までに…

今回の検討会の流れを意識していたわけではありませんが、全国地域生活支援ネットワークの会員団体で平成26年4月1日をもって合併を行った社会福祉法人が2つ存在しております。

「社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団」＋「社会福祉法人オープンスペースれがーと」



「社会福祉法人グロー」（理事長：北岡賢剛）滋賀県

「社会福祉法人桃林福祉会」＋「社会福祉法人りとらいつ」

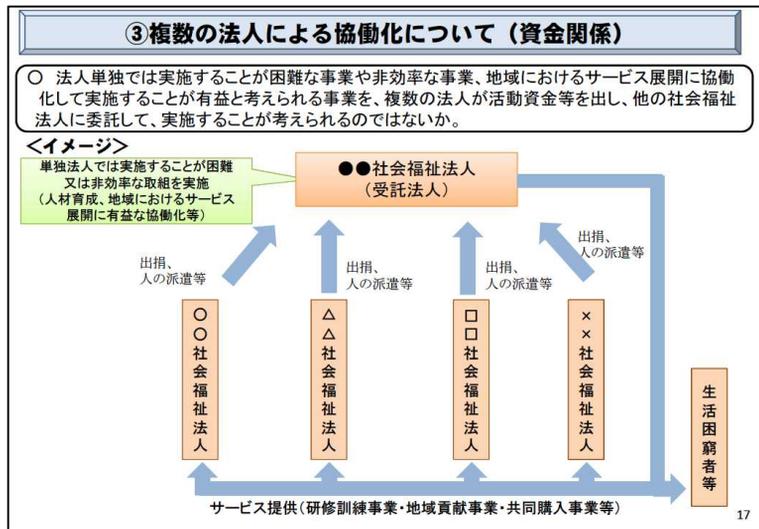


「社会福祉法人みんなでいきる」（理事長：大島 誠）新潟県

（3）合併による規模の拡大ができない場合の協働化について

合併については、その設立について個人の財産を提供してきたといった歴史的な経過もあることから、経営トップの判断による合併の推進は極めて難しいと考えます。協働化を進める方策として、採用、出向、研修などを共同開催することを推進するといった方法が考えられます。また、人材の交流を積極的に行う、もしくは資金についても融通し合うといった、合併をしなくとも合併により近い感覚を持てるような規制の緩和が可能になる配慮を行うことで、運営の効率化につながるものと考えます。さらに、行政の介入や呼びかけなどで合併を推進する方法も考えられます。

(4) 社团的連携について
 第四回の検討会で示された「社団型」の連携イメージについては、今後あり得るパターンとして評価ができません。その際、株式会社や NPO、その他公益法人といったセクターとの連携についても可能にするなどの方法も想定していくべきだと考えます。資金の流動性



を高め、効率的な運営になる可能性を秘めています。ただし、社会福祉法人の資金が株式会社などの営利法人に不適切な形で流れることについて一定の規制は必要です。

5. 社会福祉法人の透明性の確保について

- ・ ホームページ、機関紙などでの財務諸表の公表はもちろんのこと、所轄の都道府県、市町村のホームページなどで閲覧できるようにする必要があります。
- ・ NPO 法人のように、事業報告書など活動状況についても、役員、行政のみの情報とせず広く市民が閲覧できるようにする必要があります。
- ・ 定款、役員名簿、役員報酬規程等についても同様の扱いにすべきと考えます。

6. 適切な指導監査について

- ・ 指導監督の範囲については、あまりに細かい指導は避け、特に資金の用途については必要最低限の指導とするべきと考えます。
- ・ 指導の基準が担当者によって変わることが無いように担当行政職員の資質の標準化と向上を望みます。

○その他要望について

内閣府の規制改革会議の中でも「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットイング」が議論されています。

不採算であっても地域に必要であれば積極的に取り組む法人、あえて重度の認知症や強度行動障害に対しての取り組みを行う法人、高齢者・障害者・子どもなど地域を巻き込んで包括的なケアを地域住民の協力を得ながら福祉事業を地域振興につなげている

法人など、非常に熱心に福祉サービスの提供を行い、自分たちのフィールドを超えた公益的な活動、魅力的でスパイスの効いた活動をしている法人も数多くある一方で、株式会社、NPO 法人と同様の取り組みしかしない、あらゆる優遇措置がありながらそれらの優遇を社会還元せずにシャープな実践ができていない社会福祉法人が存在することも事実です。その上で、以下の点を要望いたします。

- ① 社会ニーズに対応できない社会福祉法人については撤退もしくは合併・事業譲渡が強制的にできるような仕組みを検討するべきと考えます。
- ② 年間事業規模の一定の割合を公益事業、公共事業、市民サービスに投入できるような指導が必要です。
- ③ 一方で定款主義による「やりたくてもできない」行政指導があることから、社会福祉法人の持つ様々な資源、リソースを活用できるような、柔軟な対応を求めます。
- ④ 規制改革会議の中で「特養への株式会社の参入」が議論されています。特別養護老人ホームなどは常時介護が必要でかつ低所得層が多くを占める福祉事業であり、利益をあげることが前提の株式会社等営利事業体の参入は馴染まないと考えます。